

災害事例

SAIGAI JIREI

伐倒木とつるがらみの 枯損木が根元から倒れ、 激突し、斜面を転落

災害の概要

スギ立木を伐倒したところ、斜面上方の枯損木とつるがらみになっており、枯損木が根元から倒れ、被災者に激突し、斜面下方へ転落した。

◇ 災害の発生状況 ◇

スギ人工林の皆伐箇所の伐木集造材作業（6名体制）において、被災者は同僚1名とともにチェーンソーを用いた伐倒作業に従事していた。

伐倒箇所は、傾斜約37度の足場が悪い急傾斜地で、被災者はスギ立木（胸高直径38cm、樹高25m）を伐倒したところ、1.8m斜面上方にあった枯損木（胸高直径12cm、樹高5m）とつるがらみになっていたため、枯損木は伐倒木に引っ張られて根元から倒れ、被災者の背部に激突し、その衝撃で斜面下方へ約7.2m転落したものと推定される。

なお、被災当時、他の作業者は離れた場所で作業を行っており、災害に気付いておらず、昼休みになり作業員全員が集まる場所に被災者がいないことから探しに行き、倒れている被災者を発見した。

◇ 災害の発生原因 ◇

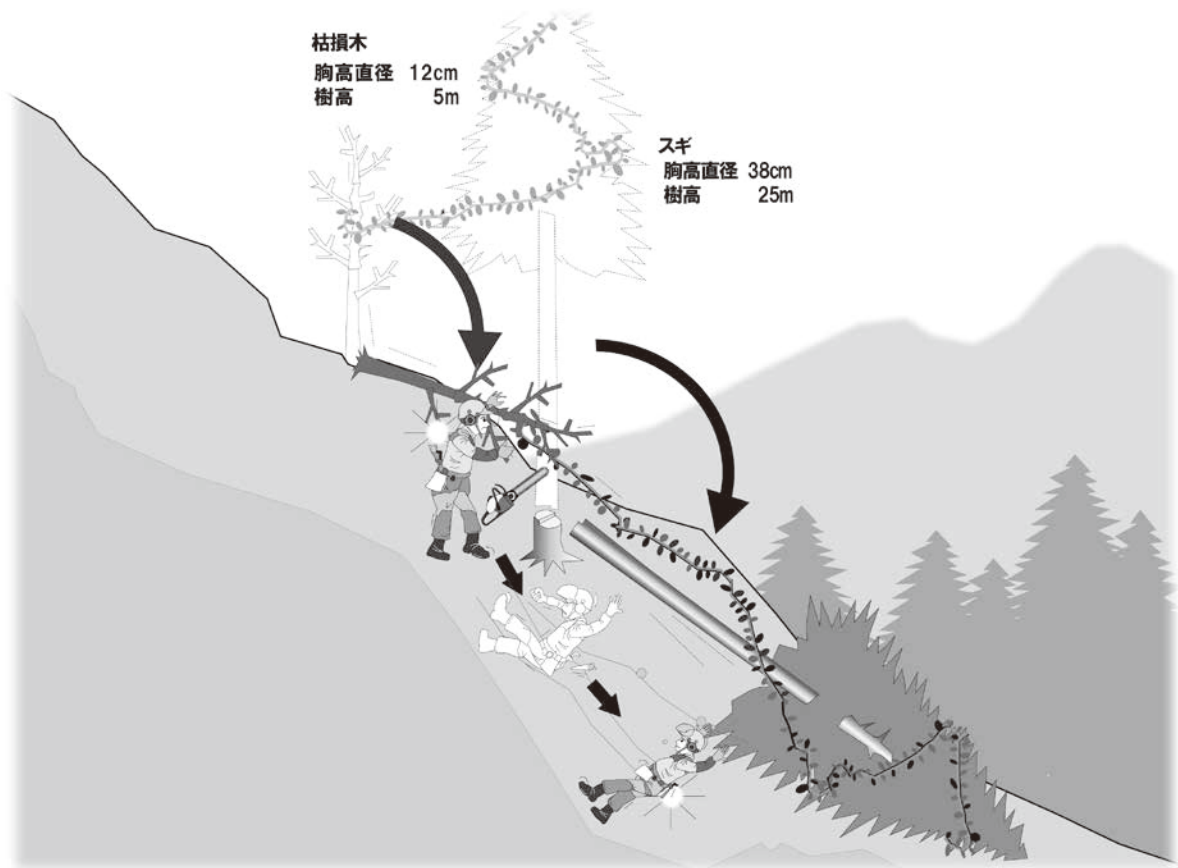
- 1 伐倒前に隣接木のつるがらみの有無や枯損木等の隣接する周囲の状況を確認し、作業に危険のあるものを除去していなかったこと。
- 2 事前調査に基づき、つるがらみとなっ

ている立木や枯損木の処理方法を定めた作業計画及び作業手順を作成せず、作業指揮者を選任していなかったこと。

- 3 安全な退避場所を選定していなかったこと。

◇ 災害の防止対策 ◇

- 1 伐倒する立木の周囲の状況を確認して、つるがらみや枯損木等危険を生ずるおそれがあるものは事前に処理すること。
- 2 作業地の事前調査を行い、リスクアセスメントを実施し、伐木の方法やつるがらみの処理方法を含む作業計画及び作業手順を作成し、全員で共有すること。
- 3 作業員への共有に当たっては、作業前のミーティングにおいて、つるがらみとなっている立木の伐木について、作業手順を説明するとともに、KY活動を行い、作業において徹底すること。
- 4 当該作業の作業指揮者を定め、作業指揮者は作成した作業計画に基づく作業の指揮を行うこと。
- 5 退避場所は、伐倒方向の反対側の斜面上方で3m以上離れた立木の陰などの安全な場所を選定し、安全な退避路を事前に確保・整備しておくこと。



〈労働安全衛生規則〉

(伐木作業における危険の防止)

第477条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選

定すること。

二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 (略)

2 (略)

〈チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン〉(抜粋)

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1（中略）に示す事項を調査し、その結果を記録すること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

| |
|-----------------|
| ①～④ (略) |
| ⑤ つるがらみ・枝がらみの状況 |
| ⑥ 枯損木・風倒木の状況 |
| ⑦～⑨ (略) |

(2) リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施等 (略)

(3) 作業計画 (略)

(4) 作業指揮者

事業者は、伐木等作業を行う場合、上記(3)により定められた作業計画に基づく作業の指揮を行わせるために、作業指揮者を選任すること。